

入札参加者の皆さま

滋賀県土木交通部

公共工事設計労務単価、設計技術員等基準日額 の適用について

滋賀県土木交通部では、平成31年3月1日より公共工事設計労務単価および設計技術員等基準日額（以下「新労務単価」という。）を改定しました。

平成31年3月1日以降の単価を適用して予定価格を積算している工事・業務委託等については、この新労務単価が適用されますので、入札・見積り等を行う際にはご留意ください。